

松島ブランド 2021

募集要項



松島ブランド推進委員会
認定

松島ブランド推進委員会

事務局（利府松島商工会 内）

【利府事務所】 〒981-0104 宮城県宮城郡利府町中央二丁目 8-3

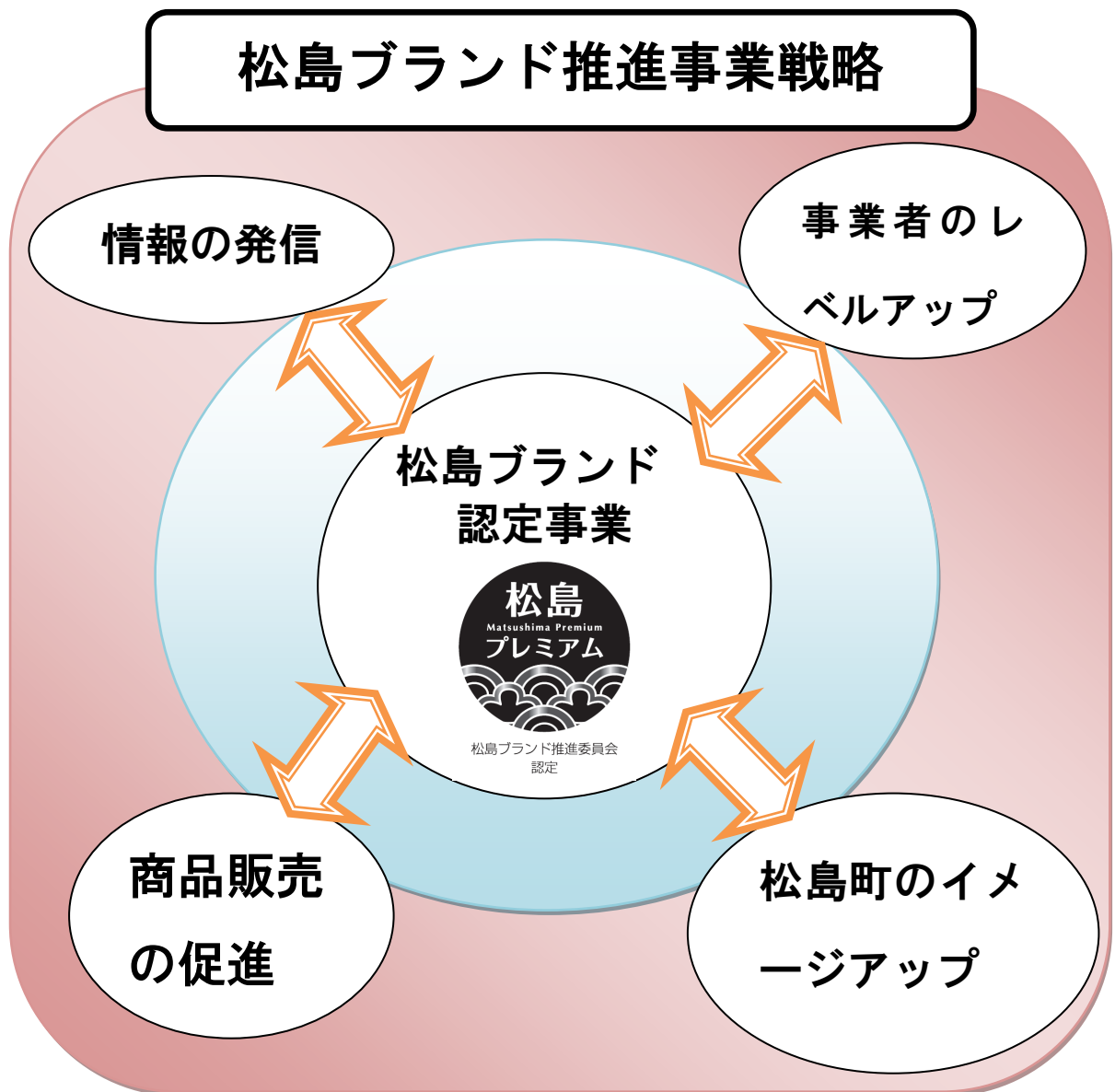
TEL 022-356-2124 FAX 022-356-6088

【松島事務所】 〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字浜 1-27

TEL 022-354-3422 FAX 022-354-4054

松島ブランド推進事業とは

松島町の本来の良さを活かしつつ、新たな魅力を盛り込んだ特産品、観光資源・観光プログラムを「松島ブランド」として認定し、情報の発信、販売の促進、事業者のレベルアップ、さらに新たな松島町のイメージ向上等を図ることにより、松島町の産業振興に資することを目的としています。



松島ブランド推進事業は、＜特産品部門＞ および ＜観光部門＞の2つの部門から構成されます。それぞれ、「信頼性・独自性・優位性・不易流行・環境」の価値規定にふさ

わしい松島町の商品や観光メニューを認証し、様々な形でPRを行います。

松島ブランド推進委員会（以下「委員会」といいます。）では、認証された商品や観光メニューを町内事業者にとっての「目標」として位置づけています。単に松島町の認知度向上や魅力の発信のためだけでなく、町内事業者が認証された商品・観光メニューを見て、新商品の開発や既存商品の改良などに取り組む意欲を更に高めていただくことも目的の一つです。認証された商品や観光メニューは、松島町の産業をイメージするシンボルであり、かつリードしていく存在となるものです。

松島ブランド認定要綱

平成 27 年 2 月 17 日
松島ブランド推進委員会

（目的）

第 1 条 松島町の本来の良さを活かしつつ、新たな魅力を盛り込んだ特産品、観光資源・観光プログラムを「松島ブランド」として認定し、情報の発信、販売の促進、事業者のレベルアップ、さらに新たな松島町のイメージ向上等を図ることにより、松島町の産業振興に資することを目的とする。

松島ブランドコンセプト

新生・日本三景松島
みんなで創る 「魅力新発見ストーリー」

松島を紹介した松尾芭蕉が『おくのほそ道』から体得した理念「ふえきりゆうこう不易流行」。

不易を知らざればもとい基立ちがたく、流行をわきまへざればふう風あらたならず

良い句をつくるには、まず普遍的な基礎を学ぶこと。

そして、時代にあわせて変わらなければ新風は起きない、という意味です。

どちらも根底にあるのは、「風雅の誠（まこと）」であると芭蕉は説いています。

このたびのブランドコンセプトは、言うなれば松島の「風雅の誠」を見つめ直すものです。

松島には 260 を超える島々と里山の美しい景観があります。

縄文時代から脈々と続く歴史、由緒ある寺院、四季折々の恵みをうつす特産品など、

全国はもとより、世界に誇れるものが豊富にあります。

（定義）

第 2 条 「認定品」とは、松島町の事業者、または住民が生産、製造、提供する特産品や観光資源・観

光プログラムで、第5条に示す認定基準による審査を経て、基準に適合するものであり、松島ブランド推進委員会（以下、委員会という。）委員長（以下、委員長という。）が「松島ブランド」として認定したもの。

（認定対象）

第3条 松島ブランドコンセプトとの合致を基本に、第5条第1項一から五の基準を満たす商品やサービス（特産品、観光資源・観光プログラムなど）。

- 一 特産品（農水産物、食品加工品、料理などの食、工芸品など）
- 二 観光（自然、歴史、文化、施設などの観光資源、体験、ツアーなどの観光プログラムなど）

（認定品の申請）

第4条 松島ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松島ブランド認定申請書（様式第1号及び、第2号－1または2－2）並び、誓約書（様式第3号）に必要書類等を添付して、委員長に提出しなければならない。

（認定基準）

第5条 松島ブランドの認定基準は、松島ブランドコンセプトとの合致を基本に、特産品の場合、他産地又は類似商品と比較して優位性があることとし、観光資源・観光プログラムの場合、他地域資源または類似プログラムと比較して優位性があることとして、次に掲げる基準とする。なお、特産品、及び観光資源・観光プログラムの認定基準の詳細を別表に示す。

- 一 信頼性に関する基準
 - 二 独自性・優位性に関する基準
 - 三 不易流行（ストーリー、融合性）に関する基準
 - 四 環境に関する基準
 - 五 その他、特産品、観光に関する基準
- 2 松島ブランドとして認定されるためには、前項の認定基準を概ね満たすことが必要である。
- 3 下記の事項に該当すると認められる場合は、認定対象外とする。
- 一 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - 二 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
 - 三 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
 - 四 松島ブランド及び委員会をおとしめると認められるとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか松島ブランドの利用を不相当と認めるとき。

（申請要件）

第6条 松島ブランドの認定を受けるには、下記のいずれかの要件を満たすことが必要である。

- 一 松島町の事業者、または住民であること。
- 二 特産品の場合、原材料の生産地、加工地のいずれかが松島町であること。

ただし、上記に該当しない場合であっても、松島の産業振興の視点から、「松島ブランド」として認定することが適当と判断する場合がある。

(松島ブランド推進委員会の設置)

第7条 松島ブランドの認定を行うため、委員会を設置する。

- 2 委員会の設置及び運営については、委員長が別に要綱を定める。

(認定審査)

第8条 委員長は、第4条の申請を受けた商品やサービスについて、認定審査を行うため委員会を開催し、認定基準に基づき委員会で審査を行うものとする。

- 2 委員会は、申請者に審査等に必要な資料又は製品の提供を求めることができる。ただし、原則として提供された製品は返却しない。

(認定の通知)

第9条 委員長は、委員会の審査結果に基づき、認定することが適当であると認めたときは、申請者に松島ブランド認定通知書（様式第4号）で審査結果を通知する。

- 2 認定することが不適当であると認めた場合は、その旨を文書（様式第5号）で通知する。

(認定の決定)

第10条 第9条の認定通知を受けた申請者は、通知書を受け取り次第、速やかに宣誓書（様式第6号）を委員長宛に提出するものとする。

- 2 委員長は、前項により提出した宣誓書を受け取り次第、松島ブランド認定証書（様式第7号）を申請者へ交付し、認定証書の交付をもって認定の決定とする。
- 3 委員長は、認定を受けた者（以下「受認者」という。）及び認定品についての情報を公表するものとする。

(認定の有効期間)

第11条 認定の有効期間は、前条第2項の認定が決定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の変更)

第12条 受認者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに松島ブランド認定申請事項変更届出書（様式第8号）を委員長に提出しなければならない。

- 一 認定品の名称、販売価格等を変更したとき。
- 二 受認者の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき。
- 三 認定品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき。
- 四 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第13条 委員長は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。

- 一 認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- 二 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- 三 認定品の生産、製造又は販売を中止又は廃止したとき。
- 四 その他「松島ブランド」の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき。

(認定の更新)

第14条 受認者は、第11条の規定による有効期間終了後においても引き続き認定を受けようとするときは、認定の更新申請を行わなければならない。なお、認定の更新申請の様式は別途定めることとする。

(認定マークの表示)

第15条 受認者は、当該認定品及び認定品の容器包装並びに啓発用品等に、認定品であることを示す松島ブランド認定マーク(以下「認定マーク」という。)を表示することができる。

- 2 前項の認定マークは別表第1のとおりとする。
- 3 認定マークは、認定品以外の産品に表示してはならない。
- 4 認定マークの表示に要する費用は、受認者の負担とする。

(受認者の遵守及び責務)

第16条 受認者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項を特に留意しなければならない。

- 一 第1条の目的を達成するために、認定特産品の生産、製造及び販売等や、認定観光資源・プログラムのPRを通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、松島ブランドの広告宣伝活動及び松島町に対するイメージの向上に努めなければならない。
- 二 認定品については、時代や環境の変化に合わせ、変えてはいけないところは守り、変えなければならないところは変えるよう、努めなければならない。
- 三 認定を受けた松島ブランド認定品(特産品や観光資源・プログラム等)の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めなければならない。
- 四 認定特産品の品質、流通及び販売、及び認定観光資源・観光プログラム等における事故等の問題が生じたときは、直ちに委員長に報告する(様式第9号)とともに、自ら責任を持って問題の解決にあたらなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月17日から施行する。

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から実施する。(第6条(申請要件))